

新型コロナウイルス感染症対策に係る要望

新型コロナウイルス感染症は、海外で非常事態宣言がなされるなど終息への目途が立っていない。

国内でも、クラスター化の防止と感染者からの第2次感染の封じ込めに向けて、国と地方が一体となって取組を進めているが、感染者数は増加を続け、いわゆるオーバーシュートの発生も懸念される。

また、サプライチェーンの断絶、不要不急の外出や長引くイベントの自粛など、経済活動への影響も深刻になっている。

3月25日には全国知事会による緊急提言も行われているところであるが、このような状況を踏まえ、以下の項目について、特に対策を講じるよう要望する。

1 水際対策の強化

検疫強化対象地域からの帰国者が感染している事例が増加している。また、検疫所長の指定する場所での14日間の待機や国内における公共交通機関の不利用の要請は強制力を伴わないため、感染者が要請に従わない事例も生じている。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、以下のとおり、実効性の高い水際対策を講じること

- (1) 14日間の待機等を徹底させること
- (2) 検疫所から保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制を強化すること
- (3) 帰国者の待機等に関する費用負担の軽減措置を講じること

<水際対策の状況（3月27日現在）>

	検疫強化対象地域	参考：入管法に基づく入国制限対象地域
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア：<u>中国</u>、<u>韓国</u>、<u>インドネシア</u>、<u>シンガポール</u>、<u>タイ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ベトナム</u>、<u>マレーシア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カタール</u>、<u>バーレーン</u> ・欧州：15カ国（英国、ギリシャ等） ・アフリカ：エジプト、<u>コンゴ民主共和国</u> ・北米：米国 <p>（注：下線は、3月28日午前0時から追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア：中国（湖北省、浙江省） 韓国（大邱広域市、慶尚北道） イラン（全域） ・欧州：21カ国（イタリア、スペイン、ドイツ、フランス等の全域）
対策	<p>以下の対応を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅などでの14日間の待機 ・公共交通機関の不利用（空港等からの移動を含む） ・待機先と空港から待機先までの移手段の確保 ・待機先と待機先までの移手段を検疫所に登録 	<p>左記の要請に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員にPCR検査 ・保健所等による定期的な健康確認

2 医療体制の確保

(1) 無症状者・軽症者に関する自宅等での安静・療養への移行

重症者等に対する入院医療体制に支障を来さないよう、無症状者・軽症者について、入院医療体制から自宅等での安静・療養に移行できる明確な基準を示し、国との協議を不要とするなど、都道府県が地域の実情に応じて機動的に対応できる措置を講じること

(2) 感染症患者入院医療機関への支援

一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、①対応する医師及び看護体制が別途必要となること、②無症状者・軽症者の診療報酬は、通常の一般病床での治療と比較して低くなること、③風評被害による外来患者の減少が見られること、④医療従事者が感染者となった場合には診療体制の大幅な縮小を余儀なくされること、⑤休床病床を活用するための再開時の設備準備や再開申請費用の負担など、経営上の課題が指摘されている。

このため、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること

(3) 一般医療機関等での外来診療に向けた支援

ピーク時には帰国者・接触者外来だけでなく、一般医療機関や診療所で外来診療を行う必要がある。その体制整備に必要な陰圧テントやクリーンパーティションなど、設備整備費等に対する国庫補助事業を創設すること

3 大胆かつ柔軟な経済対策の実施

(1) 大胆な経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済活動に対する影響は、大きな危機的事態を招くおそれがある。税収の落ち込み、交流人口の激減による観光、ホテル、旅館、飲食などサービス業への影響や世界的なサプライチェーンの断絶、人や物の動きの停滞による経済活動への深刻な影響など、リーマンショック時を超える事態も予想される。

特に、中小企業・小規模事業者にとっては、事業存続にもかかわる重大な事態となっており、このままでは従業員の解雇や倒産が大量に発生し、事態収束後の産業・経済の立ち直りもままならない状態となりかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の事業費は、リーマンショック時の対策を上回る額を確保し、中小企業等の倒産防止と雇用維持に向け、更なる経済対策を実行すること

(2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設

リーマンショック時に創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のように、ソフト事業・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を設けること。

その際、基金造成を可能とし、複数年での取組も弾力的に執行できるようにするなど、柔軟な制度設計を行うこと

令和2年3月27日

関西広域連合
広域連合長 井戸敏三（兵庫県知事）